様式第二十二号（第五十条、第九十一条の四十七関係）（平26農水令58・全改、平30農水令14・令元農水令10・令２農水令83・一部改正）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の場合

動物用医薬品製造販売届出事項変更届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の９第２項の規定により動物用医薬品製造販売届出事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

１　製造販売する品目
２　変更した事項
３　変更年月日
４　変更理由
５　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

１　記の１には、販売名（一般的名称があるものについては、その一般的名称を括弧内に併記すること。）を記載すること。

２　届出書は、正副２通を提出すること。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売届出事項変更届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の２の12第２項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売届出事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

1　製造販売する品目
2　変更した事項
3　変更年月日
4　変更理由
5　参考事項

（日本産業規格Ａ４）

備　考

1　記の１には、医療機器にあっては販売名、類別及び一般的名称を、体外診断用医薬品にあっては販売名（一般的名称があるものについては、その一般的名称を括弧内に併記すること。）を記載すること。

2　届出書は、正副２通を提出すること。